

国際法協会第77回 (2016年) ヨハネスブルグ (南アフリカ) 大会報告

国際法協会の第77回世界大会は、2016年8月7日から11日までヨハネスブルグ (南ア) の Sandton Convention Centre において開催された。大会のテーマは、International Law and State Practice: Is There a North-South Divide? であった。委員会が開いた公開会合は以下のとおり。8月8日 Space Law; Baselines under the International Law of the Sea; Protection of Privacy in Private International and Procedural Law。8月9日 Use of Force; Global Health Law: The Role of International Law in Sustainable Natural Resources Management for Development; International Human Rights Law; International Protection of Consumers; Non-State Actors; Recognition/Non-Recognition in International Law; International Securities Regulation; Sustainable Development and the Green Economy in International Trade Law; Implementation of the Rights of Indigenous Peoples。8月10日 Nuclear Weapons, Non-Proliferation and Contemporary International Law; International Monetary Law; Intellectual Property and Private International Law; Cultural Heritage Law; International Law and Sea Level Rise; Complementarity in International Criminal Law; International Commercial Arbitration。8月11日 Feminism and International Law; Islamic Law and International Law。その他、研究部会 (Study Group) やインタレスト・グループも公開会合を開いたほか、南ア支部が企画したパネルが並行して行われた。

以下の報告は、委員会・研究部会に出席した日本支部会員等によるものである (順不同)。委員会・研究部会の報告書は ILA のホームページ <http://www.ila-hq.org> に掲載されており、大会の様子は大会記録に掲載されるので、併せてご参照いただきたい。

(岩沢雄司)

① 「法の支配と国際投資法」委員会

本委員会は2015年5月の理事会で設立が承認された。国際投資法に関して ILA では「外国投資に関する国際法」委員会 (2000年～08年)、「国際投資法におけるソフト・ロー文書の役割」研究部会 (2008年～14年) が活動してきたが、本委員会はこれらの委員会・研究部会に続いて、国際投資法分野に関する新たな委員会として発足したものである。委員長は Reinisch (オーストリア)、共同報告者は Bjorklund (米) と Ziegler (スイス) である。日本支部からは中川が委員、西元宏治教授が

代理委員として参加する。大会に先立つ2016年5月に議長と両報告者より本委員会の任務と作業計画の概要を盛り込んだ趣意書が委員に送付されており、本大会ではこの趣意書を主な素材として討議が行われた。

8月9日の午前9時から11時までは議事を公開し、趣意書に基づく本委員会の趣旨説明に続いて、本委員会の任務や検討対象についてフロアを含めて活発に討議した。その後、休憩を挟んで、11時半から13時までは本委員会委員による非公開の討議を行った。その結果、本委員会として取り上げる研究テーマの

候補と担当の割り振り、今後の活動スケジュールについての案が固まった。本研究会は2018年の第78回シドニー大会で中間報告を提出し、2020年の第79回京都大会で最終報告と勧告を提出することを目標とすることが承認された。そして、直近の活動予定として、2017年の前半に本委員会の第2回会合を開いて、各担当者による研究テーマについての中間報告と討議を行うことが決まった。今後は本大会に出席できなかった本委員会メンバーへの研究テーマの割り振りや若干の追加メンバーの募集を行う。

(中川淳司)

② 「国際貿易法における持続可能な開発とグリーン経済」委員会

本委員会は、2015年6月にジュネーブで設立会合を開いた。「国際貿易法」委員会 (1992年～2014年) に続く、国際貿易法分野での新たな委員会である。2018年の第78回シドニー大会に最終報告と勧告を提出することを目標とする。委員長は Footer (英)、共同報告者は Locknie Hsu (シンガポール) と Lewis (ニュージーランド) である。日本からは清水章雄教授と平覚教授が委員として参加している。

本委員会は8月9日の午後2時より3時半まで公開会合を開いた。河野俊行教授が司会を務め、Footer 委員長が、本委員会の趣意書と2015年6月の設立会合の詳細な議事録に基づいて、本委員会の趣旨と任務、活動の計画を説明し、その後フロアを交えての自由討議を行った。活動の計画については、2018年の第78回シドニー大会で最終報告・勧告を提出することを目標とするが、さらに2年延長して2020年の第79回京都大会まで活動する可能性があるとの説明があった。本委員会を取り

上げるテーマは、① 環境関連産品・サービスの自由化など、貿易関連の事項、② 気候変動・エネルギーと貿易に関連する事項、③ 貿易と農業に関する事項、④ 貿易と開発に関する事項、の4分野であるとの説明があり、各分野について研究担当者の割り振りが説明された。議長の説明に続いて、本委員会で行き上げるテーマの意義や内容について、フロアを交えて活発な討議が行われた。

(中川淳司)

③ 「国際法と海面上昇」委員会

本委員会の公開会合は、8月10日の午後10時に開催された。会合ではまず、Vidas 委員長 (ノルウェー) によって委員会について、とりわけ同委員会と「国際海洋法上の基線」委員会との関係についての説明がなされた。さらに、海面上昇が、国際法上の国家性の問題などを含む非常に多岐にわたる国際法の諸分野と関係することは認識しつつも、事前に提出された暫定報告書がそうであるように、本会合では、海洋法と移住・人権に焦点をあてることが説明された。その後、共同報告者の一人であり海洋法を担当する Freestone 委員 (英) より報告がなされた。もう一人の共同報告者であり移住・人権を担当する McAdam 委員 (豪) が欠席したため、移住・人権の問題についても、同委員が作成したスライドを用いて Freestone 委員が説明する変則的な報告となった。

Freestone 委員の報告は、基本的に暫定報告書に沿った形で行われた。海面上昇が発生する中で海洋秩序の安定性を担保するためには、一度引かれた基線を保持するという考え方、基線をもとに引かれた水域の外側の限界線を保持する、という二通りの考え方があるとし

資料

た。いずれの選択肢をとるにせよ課題は残るが、委員会としては、後者を支持する方向性であることが報告された。また、ポリネシア諸国の指導者らが2015年に署名した気候変動の脅威に対するタブタブアテア宣言や、報告書には記載されていないものの、マーシャル諸島が自国の海域(宣言)法を2016年に改正したことなどが、海面上昇に関する問題を検討していく上での重要な国家実行としてあげられた。

移住・人権については、海面上昇が人権にどのような影響を与えうるかについての分析をし、そのような影響への対応策が複数あげられた。移住・人権の問題に関して国家が負う義務については、国際人権法のように国際法が関係する部分も少なくない。そのため、この点については、次回会合までにまとめる予定であるとされた。

同委員会は、2018年シドニー大会で最終報告書を提出する予定である。

(瀬田 真)

④ 「非国家主体」委員会

本委員会の公開会合は、8月9日の午後で開催された。会合ではまず、Noortmann委員長(蘭)から、これまでの委員会の活動について説明がなされた。同委員会は、当初は分析事例を安全保障に限定していたが、次第に非国家主体を権利・義務の観点から一般的に扱うようになった。具体的には、国際法形成における非国家主体の役割や、非国家主体の国際法上の義務・責任について議論が行われてきた。これらの経緯を踏まえて、本会合ではBilkova委員(チェコ)から最終報告書の内容に沿った報告が行われた。

(1) 非国家主体の定義：すでに採用された

要件として、「① 国家または国家集団から構成されておらず、国家により規律または支配されておらず、② 国際法に現実のまたは潜在的な影響を与える機能を国際平面において実際に果たす、③ 法的に承認され、かつ組織された実体」の3点が確認された。

(2) 非国家主体と国際法の関係：非国家主体による国際法形成、国際法の遵守確保・紛争解決、非国家主体の権利・義務が紹介された。また、非国家主体を国際法に関与させる様態として、形式的に法人格を付与する場合と、事実上の役割を非形式的な手段で認める場合に区別した。

(3) 非国家主体を分析する理論的枠組：法多元主義、トランスナショナル法、立憲主義、政策主義などの理論的枠組が示された。

質疑応答では、定義の③に対して、テロリスト集団など法的に承認されていない実体が排除される「狭い」定義である点や、国内法・国際法による承認を要件とすれば国家中心主義からの脱却を目指す本委員会の趣旨と矛盾する点などが批判された。しかし、全体会合で採択された決議6/2016では、上記の排除的な要件を維持しながら、「広い」定義を採用したことが明記された。

同決議の最後には、任務を完了した本委員会を解散し、特定の論点に焦点を当てた新たな委員会の設立が提案された。

(根岸陽太)

⑤ 「宇宙法」委員会

本委員会の会合は、8月8日午後、Mauleverer(英)を議長として開催された。継続的なアジェンダである「紛争解決」、「衛星データ利用の新形態」、「スペースデブリ」及び2016年までのアジェンダとして設定され

た「サブオービタル飛行」のほか、宇宙法分野で新たに生じた問題についても適宜取り上げることができるとして、Williams委員長(アルゼンチン)は「宇宙安全保障とサイバーセキュリティ」及び「宇宙の資源開発」の問題を指摘した。

まず、サブオービタル飛行(地球周回軌道に達しない弾道飛行)について、報告者であるHobe(独)から、技術開発の動向をふまえた報告がなされ、航空法と宇宙法の適用関係、さらには第三の法的枠組の可能性をめぐって、国際民間航空機関(ICAO)が国連宇宙部(UNOOSA)とシンポジウムを共催したり、国際電気通信連合(ITU)がサブオービタル機との交信による電波干渉の問題を検討したりしているものの、国内法においては米国を除きサブオービタル飛行を規律した立法例はないこと、運航者の責任については、米国法にもとづき、インフォームドコンセントを条件として乗客がリスクを負担するという契約実務が確立されつつあること等が指摘された。この報告に対して若干の討議が行われた結果、今後、サブオービタル飛行に関して、モデル法ないしガイドラインを策定することが決定され、Hobe委員が引き続き原案の作成を担当することとなった。

その後、宇宙資源開発の問題が取り上げられ、2015年に米国が制定した商業宇宙打上げ競争法において、米国民(米国企業)が天体から採掘した資源を占有、所有、輸送、使用及び売却する権利を有すると明記されたことに、賛否の議論が交わされた。その中で、Mahulena Hoffman(チェコ、ルクセンブルク大学)からは、米国と同様の国内法制定を準備しているルクセンブルクの見解が披露された。

⑥ 「国際通貨法」委員会

本委員会(MOCOMILA)の会合は、8月10日午前、Blair卿(英、委員長)の進行により開催された。報告書草案に従い、(1) MOCOMILA草創期の歴史、(2) 金融取引における倫理、(3) ロンドン及びニューヨークの主要判例、(4) 欧州銀行同盟、(5) 仮想通貨、(6) 東アフリカ共同体通貨同盟、(7) クラウドファンディングの国際法及び国内法上の規制枠組の7件について、順次報告が行われ、質疑が交わされた。このうち、Baxter(NY連銀法律顧問)が報告を行った(2)は、世界金融危機後に発生した金融業界のいくつかの不幸事(LIBORの不正操作、外国為替取引におけるフロントランニング、住宅抵当の不適切な実行など)による金融機関への不信任を背景として設定されたアジェンダであるが、そうした状況を改善する方策として企業文化が着目されるようになり、金融機関においても、また国際組織や国内の金融監督当局等の側でも、企業倫理を強調し、倫理規範の定立やそれを取引活動に反映させるための人事評価及び金融監督のシステムなどが考案されつつあることが紹介された。そこで、MOCOMILAの決議として、国際的な金融機関、国際的業界団体及び国際的な法律家集団に対し、こうした活動を一層推進するよう呼びかけることが提案され、承認された。また、上記7件のアジェンダに加えて、ソブリン破産研究部会の中間報告書がBaetens(蘭)から紹介された。研究部会としての最終的な結論には達していないものの、実務上用いられるソブリン債の条項に改善が見られ、破産時の効率的な集団的債務処理が可能になると期待されることか

ら、国際条約等の策定を提言するまでには至らない見通しである。

(小塚莊一郎)

⑦ 「国際私法及び手続法におけるプライバシー保護」委員会

本委員会は、手続法マックスプランク研究所の Hess 所長(独)を委員長とする新しい委員会であり、設置後初めての公開報告会合が 8 月 8 日に Kessedjian(仏)を議長に開催された。Hess 委員長の冒頭挨拶及び委員会発足以来の活動経緯の説明の後、同委員会メンバーである von Hein(独)及び Mariottini(伊、ハーグ国際私法会議)によって、この委員会が扱う問題に関する基本的コンセプト、救済手段及び管轄について報告がなされた。これを受けてプライバシー関連訴訟における最近の動向について報告がなされた。具体的には、EU のデータ保護のための一般規則を国際私法の観点からとりあげ(de Miguel(西))、さらに、プライバシー保護に関する最近の訴訟例が紹介された(Hess)。次いで、EU 加盟国の国内裁判所におけるプライバシー保護の事例が紹介された(von Hein)。さらに現在ハーグ国際私法会議で検討が進められている外国民事商事裁判承認執行に関する条約プロジェクトを念頭に置きつつ、名譽・信用棄損を適用範囲からの除外をめぐる議論が紹介され、質疑応答が行われた。これらを受けて総括的に今後の方向性と目標に関して意見交換が行われた。すべての報告は充実にあり、またセッション全体を通じて活発な議論が展開された。

(河野俊行)

⑧ 「先住人民の権利実施」委員会

本委員会は、「先住人民の権利」委員会(2006年～12年)を受け継ぎ、2014年秋の準備会合を経て、2015年に発足した。本委員会の任務は、「先住人民の権利」委員会が確認・解釈した先住人民の権利に関する現行国際法規範を、実施の観点から研究することである。とりわけ本委員会は、どのような法的・準法的・事實的障害のせいで、現行国際法基準により先住人民を実際に保護する道が阻止されているかについて分析・考察することをめざしている。また、委員会の方法論として、先住人民の権利に関する国際義務が国内的にどのようにかつどの程度実施されているかを探るために広く事例を集め、事例分析を行う際には社会的・文化的・法的要素を重視する学際的方法をとり、とりわけ文化的要素および先住人民の権利を侵害することの文化的意味に特別の注意を払ってきたことが挙げられる。委員会は文化を「先住人民の存在の土台(cornerstone)を成すもの」と捉えている。

本委員会会合は、Conlan 議長(アイルランド)の下で、8 月 9 日 14 時から開催された。まず van Genugten 共同委員長(蘭)が本会合に提出された報告書の概略を説明し、その後は参加者からのコメントに委員長が答えるという方式で審議が進められた。報告書は、「I 序論 本委員会の設立経緯、任務、方法論」「II 先住人民の権利に関する国際法の現在の地位」「III 事例分析」「IV 全体的評価と予備的結論」「V 今後の委員会作業」から成る。III ではラテンアメリカ(ボリビア、チリ、ペルー、エクアドル、ニカラグア、ベリーズ、アルゼンチン、スリナム、ブラジル)、北アメリカ(米、加、アラスカ)、アジア(フィリピン)、アフリカ(ケニア、カメルーン、ボツワ

ナ、スーダン)、オセアニア(ニュージーランド)、ヨーロッパ(スウェーデン、ノルウェー、ロシア)の先住民族の現状および裁判例が詳細に検討されており、示唆に富む。会合参加者はチリ、ボリビアの先住人民の現状についてコメントし、日本のアイヌについて言及した。18 時まで予定されていた審議は 15 時 30 分で打ち切れ、休憩後は委員のみが参加する内部会合に切り替わった。

(西海真樹)

⑨ 「開発のための持続可能な天然資源管理」委員会

本委員会は「新国際経済秩序の法的側面」委員会(1978年～86年)「持続可能な開発の法的側面」委員会(1992年～2002年)および「持続可能な開発に関する国際法」委員会(2004年～12年)を受け継いで 2012年に発足した。本委員会は、天然資源の持続可能な利用に関する国際法を分析することに焦点を当て、次の任務を負っている。(1) 持続可能な天然資源管理に関する国際法原則・規則の内容、法的地位、および、この分野における国・国際組織の執行の考察。(2) 持続可能な開発の国際法と持続可能な天然資源管理の国際法との関係の考察。特に次の事例の分析を行う。(a) 持続可能なやり方で天然資源を利用するという諸国の義務の性質とその具体的な実施態様。(b) 天然資源の持続可能な利用を実現する革新的経済手段と国際法・国内法を通じてのその実施態様。(c) 天然資源管理と人権・人民の権利の享有との関係。(d) 天然資源管理に関連する国際紛争解決機関の決定。(3) 途上国における天然資源規制への国内的・国際的アプローチ、および、それらのアプローチが天然資源の持続可能な利用とこの分野の国際

法の変遷に与える影響。

本委員会会合は、Freestone 議長(英)の下で、8 月 9 日 9 時～13 時に開かれた。まず Schrijver 委員長(蘭)と Hossain(バングラデシュ)が、委員会任務に関連する国際社会の動向および本委員会の歴史的意義を述べ、次いで Spijkers(蘭)、Payne(米)、Gehring(独)、Fuentes(チリ)の各委員が、本会合に提出された委員会第 1 報告書の内容を相次いで説明した。同報告書は「I 序論 本委員会の設立経緯と任務」「II 天然資源に関連する持続可能開発目標(SDG)に資する国際法の規則・実行」「III 気候変動パリ協定における持続可能な開発」から成り、とりわけ II において天然資源(淡水資源、海洋資源、エネルギー、地上生物資源など)に関する諸条約の内容と課題が詳細に分析・考察されている。審議の中で筆者は、報告書を最終的に取りまとめた Cordonier-Segger(加)に敬意を表し、世代間衡平の観点から見た原子力エネルギーの評価を報告書に取り込むよう提案し、今後 1 委員として特に上記任務の 2(c) に貢献したい旨を述べた。次期会合は 2017 年 5 月にケンブリッジで開催される予定。

(西海真樹)

⑩ 「フェミニズムと国際法」委員会

当委員会の公開会合は、Ruiz Fabri(仏)を議長に 8 月 11 日午前に行われた。Conlan(アイルランド)委員長が冒頭発言を行った後、報告者の Binder(オーストリア)が報告書の概要を報告した。本報告書は第 3 報告書である。委員会に 2011 年に新たに与えられたテーマは、「女性の経済的エンパワーメント——国際法の貢献」である。第 1 報告書(2012 年)は、本テーマの複雑性を探求し、「実質的平

等に関する締約国の積極的義務」などのサブ・テーマを確認した。第2報告書(2014年)は、「実質的平等に関する締約国の積極的義務」に焦点を絞り、「賃金平等」と「経済活動への平等参加」という2つの具体的問題を扱った。第3報告書は、「意思決定における女性」と「ジェンダーを考慮した予算編成」という2つのサブ・テーマを扱うものである。

会合が最終日に行われたこともあり、参加者は10数人しかいなかったが、報告書の内容につき活発な議論が行われた。国際法の貢献だけでなく負の影響も考慮すべきだ、女性差別撤廃委員会だけでなく他の人権条約機関の活動も考慮すべきだなどの意見が述べられ、委員長が参考になったと謝辞を述べて討論を終えた。

(岩沢雄司)

⑪ 「国際人権法」委員会

本委員会は「国際人権法の国際司法裁判所への影響」(研究課題1)及び「国際司法裁判所及び人権関連国際機関による判決・決定の国内履行」(研究課題2)を任務としていたが、前回大会までで課題1の作業を終了し(米国大会報告書参照)、この2年間は課題2に取り組んでいた。委員間でのメールによる意見交換のほか、2016年5月にストラスブールの欧州人権裁判所で2日間の大会間会合を設けた。10数名が参加したが、会合に際して報告者の一人であるKadelbach(独)が報告書草案を完成させ、段落ごとに審議し本大会に備えた。

公開会合では、委員長のCerna(米)による簡単な導入の後、Kadelbachが報告書を簡潔に説明した。議論はほとんど無かった。課

題1の内容も含む決議が開会式で採択され、2010年ハーグ大会から実質的に開始した任務が今次会にて終了した。

報告書は、① 国際司法機関又は国際人権法に関与する非司法機関による判決・決定を遵守する国家の義務、及び「信義則(good faith)」「良き慣行(good practice)」に関する一般的考察と、② それらに関わる20カ国のケース・スタディから成る。また、この報告書には国家義務を実施するためのガイドラインが付されている。なお副産物として10数名の寄稿による出版(Human Rights before Non-Human-Rights Courts(仮題))が予定されている。成果物の評価は学会一般に委ねるとして、各大会の公開・非公開会合に加えて大会間にも参集して議論を重ねてきた本委員会は、学会に着実な貢献をしてきたと言える。

次の任務については非公開会合で協議し、「地球的危機の時代における人権と緊急事態」等が有力な候補として挙げられた。公開会合でもこの旨が報告され、主題の絞り方や関連論点について若干の議論があった。

(寺谷広司)

⑫ 「国際私法と知的財産」委員会

本委員会は、知的財産権をめぐる国際民事紛争についての関心の高まりを受けて設立され、河野俊行教授(日本)を議長、Axel Metzger教授(独)およびPedro De Miguel Asensio教授(西)を共同報告者として、2012年から活動を行っている。本委員会が扱う問題は、知的財産権をめぐる涉外民事訴訟における国際裁判管轄、準拠法、外国判決の承認執行、および、「新しい課題(New Issues)」である。それぞれの問題ごとに複数のサブ・テーマが設定され、対応するサブコミッ

ティーが研究を進めてきた。

2016年のヨハネスブルグ大会では、8月9日にメンバー間の会合、8月10日に公開会合が開催され、2014年のワシントン大会以降に本委員会が取りまとめた成果が公表された。今回公表されたガイドラインには、知的財産権をめぐる国際民事紛争において議論が戦わされている諸課題(controversial issues)についての、本委員会としての見解も含まれている。例えば、複数国で生じる知的財産権関係訴訟における調整や協力、いわゆる「ユビキタス侵害」(多数国において同時発生的に生じる知的財産権侵害)、知的財産権の原始的帰属や知的財産権に関係する契約の準拠法、仲裁適格といった問題である。

本委員会では、世界知的所有権機関(WIPO)やハーグ国際私法会議などの国際機関との連携を深めてきた。2015年1月にジュネーブで行われた本委員会の会合の際には、WIPOとの共同セミナーを行い、一般に開放した。2015年11月にミュンヘンで開催された本委員会の会合には、ハーグ国際私法会議の関係者も参加して討議が行われている。

本委員会としては、今後もこういった国際機関と連携しつつ、まだ検討を済ませていない諸課題について見解を取りまとめる予定である。そして、本委員会として策定するガイドラインについて、広く公衆からの意見を求めるとともに、その存在を社会に周知する努力を進めていきたいと考えている。

(小高立)

⑬ 「国際商事仲裁」委員会

2016年8月8日から11日まで南ア連邦のヨハネスブルグで開かれたILA大会において、その商事仲裁委員会では8月7日に委員長

Filip De Ly教授(アントワープ大学)のもとで簡単な検討が行われ、翌8日の総会において委員会提案のとおり承認された。やがて、年次報告書に掲載され公表される予定であるが、その経緯と内容は以下のとおりである。

商事仲裁委員会では前回大会において「仲裁廷の固有かつ内在的権限(Inherent and Implied Powers of Arbitral Tribunals)」のテーマについて検討を開始することとなり、委員長Filip De Ly教授のもと、Luca G. Radicati di Brozolo教授(伊、ミラノカトリック大学)とMark W. Friedman弁護士(米、Debevoise & Plimpton法律事務所)をリポーターとして検討が開始された。前回ワシントン大会までの2年間に、諸々の国際商事仲裁関連の国際会議等に接着して検討会が重ねられ、最終報告書がワシントン大会に提出されたが、採択に至らなかった。筆者は中間検討会の案内には接していたが、いずれも遠隔地で短時間であり、一度も出席していない。また、ワシントン大会にも出席できなかった。

結局、前日に完成していた報告書は、その事情は詳らかでないが、前回のワシントン大会で採択に至らず、そのまま今回に持ち越されていた。De Ly委員長によると、若干の形式的不備が指摘されたためということである。今回、ヨハネスブルグ大会において、それらの不備を是正したうえ、実質的にはもとのままの形で採択された。

採択された報告書は、10項目にわたって、仲裁廷の「固有(inherent)かつ内在的(implied)権限(powers)」が存在することを認め、これを前提として、当事者、仲裁廷及び裁判所がこれらに如何に対処すべきかについて提言を行っている。まず、長年の経験の蓄積の中で承認されてきた「固有かつ内在的

権限」には、(a) 当事者の合意や仲裁法・仲裁規則に含意されている権限、(b) これに関連する手続上の裁量権限、及び、(c) 仲裁廷の権限を基礎づけ、手続の完結性を保障し、執行可能な仲裁判断を保障するための固有権限、があるとし、固有権限は当事者の合意に依存し、内在的権限は当事者の合意によっても制限することができない、とするが、内在的権限が当事者合意を覆す場面は狭く解されるべきであるとする。この理論的枠組みが適用されるべき具体的な場が例示されているので、詳細はインターネット上で公表される委員会報告書を参照されたい。

(谷口安平)

⑭ 「国内裁判所の国際法への関与に関する原則」研究部会

当研究部会の公開会合は、Footer (英) を議長に8月8日午後に行われた。Nollkaemper (蘭) 委員長が本研究の概要や目的を説明した後、共同報告者の Tzanakopoulos (英) が最終報告書を要約し、もう1人の共同報告者の Shany (イスラエル) が補足説明を行った。その後、部会員の Reinish (オーストリア) と岩沢 (日) がコメントを行った。

最終報告書は、A「国内裁判所の関与に関する目録作成の困難」、B「関与に関する目録」、C「関与に関する原則?」の3部からなる。筆者は次のような発言を行った。本報告書は、国内裁判所の国際法への関与の仕方を理論的に整理して、興味深い枠組を提示している。本研究は多くの協力者の研究に基づいており、様々な国の事例を取り上げている。伝統的国際法との差異を強調し、新しい概念や用語をたくさん用いているが、従来の用語で説明できる場合が少なくないように思う。

しかも、採用された新用語は必ずしもわかりやすいとはいえない。国内裁判所の国際法への関与の仕方を分類したBが、報告書の中核である。Cで原則を示唆するが、原則の詳しい研究は別に行う必要がある。

討論では、最終報告書の内容につき様々な意見が述べられた。研究部会は、この最終報告書の提出をもって解散することになる。討論の最後に、今後の研究の進め方について意見交換を行った。総会が採択した決議は、部会の解散を確認しただけで、研究の今後には触れていない。

(岩沢雄司)

⑮ 「国際法の発展のための国内法原則の利用」研究部会

本研究部会の公開会合は、8月10日午後に関催された。会合ではまず、Mendelson 議長(英)より、本研究部会の主目的が説明された。本研究部会では、国際法の発展に関して、(a) 国内法原則が同定・適用される様態を実証的に分析し、(b) 裁判または他の意思決定において実務的に参照されうる一般的指標を提供することが目指されている。本会期では、(a)に主眼が置かれた報告書が提示され、報告者の Carballo (西) を中心に報告がなされた(他委員の担当箇所は報告書の脚注参照)。

(1) 研究手法：研究対象となる実践として国際裁判だけでなく国際法形成も含むこと、扱われる国内法原則がすべての法分野に及ぶことが確認された。

(2) 実践の分析：国内法の一般原則が援用された国際裁判例(国際司法裁判所、国際・混合刑事裁判所、国際仲裁、WTO紛争処理、国際行政裁判所)、および国際法形成(国際法委員会、刑事法、金融・通商、グローバル

行政法)が検討された。

(3) 暫定的結論：以下の4点が導かれた。

① 参照の明確性：意思決定機関は、曖昧な表現を避けて、一般原則の参照を明示することが望まれる。② 原則の同定手法：本研究部会では、比較法的手法、特に同様の機能を果たす法的機関に注目する機能主義を用いる。国際裁判機関は、先例が一般原則の存在を示した場合でも、当該一般原則が実際に存在し、特定の問題に適用可能であるかを個別に検討すべきである。③ 普遍性：広範かつ代表的な分析対象から導出される一般原則には、文明国の主要な様式および世界中の重要な法制度が反映されるべきである。④ 原則の適用：国際法と国内法の制度的な相違を踏まえ、同定された一般原則に修正を加えるべき場合がある。

本会期の最後には、上記の主目的(a)を發展させ、(b)に移行するために、研究部会を継続することが決定された。

(根岸陽太)

⑯ 「国際法上の相当の注意」研究部会

本研究部会の公開会合は、8月9日午後に関催された。会合では、報告を予定していた報告者である Stephens 委員(豪)の欠席が伝えられ、他の委員も欠席する中、French 委員長(英)が報告書に沿う形で研究部会の活動と、研究成果についての報告を単独で行った。

2014年のワシントン大会で発表された第1報告書は、国際法における相当の注意についての歴史的展開についてまとめ、国際投資法・国際人権法・国際環境法といった国際法の各分野において、相当の注意がどのように用いられているのかについて実証的に分析した。これに対し、今回提出された第2(最終)

報告書では、IUU漁業についてのITLOSの勧告的意見や、比中仲裁における議論など、各分野における最新情報をアップデートしつつ、相当の注意がどのような機能を果たし、また、なぜ相当の注意が用いられるのかといった、第1報告書に比べより理論的な分析を行った。

このように理論を中心とした第2報告書は、以下の3部から成る。第1部は、国際法において分野横断的に相当の注意が行為基準として用いられる重要性と利点についてまとめた。第2部は、相当の注意の運用について、具体的には、注意の規範的内容(いかなる時に相当の注意義務を遵守しているか)について記している。特に、行為基準としての相当の注意を考える上での要素として、合理性、危険(及びその認識)の程度、良い政府(good government)としての期待値、領域管理、などがあげられるとしている。第3部は、規範的内容や運用について特に議論のある分野、すなわち、私企業の活動と国際組織の活動に焦点をあてた検討を行っている。

公開会合においては、研究部会の活動を今後どのように展開していくか(あるいは活動をやめるか)については、報告者等と協議して決めるとされたが、全体会合において採択された決議8/2016において、研究部会の解散が決定された。

(瀬田 真)

理事会

全体理事会は、理事長 Lord Mance (英) の司会で、開会直前の8月8日午前及び閉会直前の8月11日午後の2回行われた。

第1回全体理事会においては、新会長に南ア支部の Hennie Strydom 会長を全会一致で選出したほか、定款の改正を採択した。そし

資 料

て、第78回大会（2018年シドニー）、第79回大会（2020年京都）、第80回大会（2022年ポルトガル）、及び150周年記念式典（2023年パリ）の準備状況について説明がなされた。

第2回全体理事会においては、6つの委員会（International Protection of Consumers; International Human Rights Law; Cultural Heritage Law; International Commercial Arbitration; International Monetary Law; Non-State Actors）から提出された決議案の総会への付議が承認された。3つの研究部会（Principles on the Engagement of Domestic Courts with International Law; Due Diligence in International Law; Preferential Trade

Agreements）が作業を終えたので、そのことがわかるように、これらの研究部会についても形式的な決議を採択することにし、決議案の総会への付議を承認した。決議は続いて開かれた総会で採択された。

今大会の参加者は、200名余りで例年に比べて少なかった。日本支部から10名の会員が出席したほかに、報告者2名を含む4名の非会員日本人が出席した。外務省国際法局（齋木尚子局長、御巫智洋国際法課長）及び在ニア日本大使館（廣木重之大使）には種々のご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

（岩沢雄司）